

2026 年度 神戸市海外展示会（台湾）出展支援事業
「FOOD TAIPEI 2026」 ジャパンパビリオン・神戸ブース
参加企業 募集要領

1. 目的

神戸市・神戸商工会議所では、市内事業者の海外での販路開拓や事業パートナーの探索を目的として、台湾最大級の国際総合食品見本市「FOOD TAIPEI 2026」のジャパンパビリオンに「神戸ブース」を出展し、市内事業者の出展を支援します。

2. 出展概要

（1）「FOOD TAIPEI 2026」概要

会 期：2026 年 6 月 24 日（水）～27 日（土） ※最終日は一般開放日

会 場：台北南港展覽館（Taipei Nangang Exhibition Center）

主 催：台湾貿易センター（TAITRA）

主催者ウェブサイト：<https://www.foodtaipei.com.tw/en/index.html>

（2）ジャパンパビリオン概要

会期・会場：（1）と同じ

規 模：432 m²（予定）

出品者ブース、共有キッチン兼倉庫、受付・事務局

主 催：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）、公益財団法人日本台湾交流協会

詳 細：ジェトロ「ジャパンパビリオン」出品案内書をご確認ください。

出品案内書：https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Events/afb/FT2026/brochure.pdf

主催者ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/events/afb/fdaafb103ea69196.html>

（3）神戸ブース概要

日 程：2026 年 6 月 23 日（火）～27 日（土）

※ 6 月 23 日（火）は出展準備等を予定

主 催：神戸市、神戸商工会議所

出展形式：（2）のジャパンパビリオン内に神戸ブースを 2 小間※（予定）出展

※ 1 小間 9 m²（3 m × 3 m）

※神戸ブースへの出展形態はジェトロ「ジャパンパビリオン」出品要領に準じます

※申込多数の場合などジェトロにより小間数が調整される場合があります

（4）支援内容

① 神戸ブースへの出展（1 小間を 2 社で利用いただきます）

② 通訳（1 小間あたり 1 名を配置予定）

③ 営業資料の作成サポート（翻訳を含む）

④ 事前マッチング（出展企業の商談ニーズをヒアリングの上、ブースでの商談を調整します）※

⑤ アフターフォロー（展示会終了後も成約に向けたサポートを提供します）

※ 参加企業の希望を踏まえて商談候補企業とのマッチングを行います。取り扱い商材や現地企業の意向等により、事前の商談見込件数は前後します。

3. 募集概要

（1）募集企業数 最大 4 社（2 小間）

（2）募集対象 次の①～⑦を満たす企業・団体等

- ① 神戸市内に本社もしくは事業所を有する企業・団体等
 - ② 販路開拓・現地パートナー探索等、台湾におけるビジネス展開を予定・検討しており、具体の成約に向けた商談が可能であること。
 - ③ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
 - ④ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））、神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）及び兵庫県税（県民税及び事業税を含む普通税）を含む地方税に未納の税額がないこと。
 - ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
 - ⑦ ジェトロが定める以下の要件を満たすこと。
 - ・台湾で販売可能な日本産農林水産物・食品又は日本産原材料を使用して海外で生産された農林水産物・食品を出品可能であること。
 - ・商談による取引先の発掘・継続取引を目的に参加すること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
 - ・輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
 - ・当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他の取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果をジェトロ及び神戸市に報告すること。
 - ・事業参加後も台湾等の海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
 - ・英語もしくは現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合には、事業開始までに揃え、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。（本事業では営業資料の作成について一定のサポートを行います）
 - ・ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にを行うアンケート等に協力すること。
 - ・準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに 1 人以上の社員を常時配置できること。
 - ・ジェトロの出品案内書の内容、申し込みフォームの内容、条件に同意していること。
- ※上記に該当する者であっても、過去にジェトロに損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なるなどにより見本市の実施に支障をきたすこととなるとジェトロが判断した場合、その他ジェトロが適当でないと認めた場合、出品者の資格を有しないものとします。

（3）参加費 10 万円／社

【参加費に含まれるもの】

- ・「FOOD TAIPEI 2026」ジャパンパビリオン出品料
 - ※ ジャパンパビリオン内の 1 小間（9 m²）を 2 社で使用いただく予定です。
 - ※ ジャパンパビリオン出品料に含まれる内容はジェトロ出品案内書を参照ください。
- ・現地企業（食品バイヤー等）との事前マッチング
- ・商談資料の作成サポート・翻訳（日本語・中国語または英語）
- ・通訳者（日本語・中国語）
 - ※ 1 小間あたり通訳 1 名を配置予定
- ・商談後の現地企業との商談サポートなどアフターフォロー

【参加費に含まれないもの】

- ・上記【参加費に含まれるもの】以外の全ての費用

<各社負担となる費用の例>

- ・ 渡航費・滞在費・移動にかかる交通費、出品物や試食・サンプルの輸送・保管等にかかる費用、追加備品等に要する経費、各種保険料等

(4) 申込方法：以下の URL からお申込みください。

<https://forms.office.com/r/zT0594B6PX>

(5) 申込締切：2026 年 2 月 18 日（水）12 時

※ 参加受付後の変更・取り消しについては、「8. 問合せ先」に記載のメールアドレスまでご連絡をお願いします。またメール送信ののち、電話でもご連絡ください。

(6) 結果の通知：2026 年 2 月 20 日（金）12 時までに、申込時に登録いただいたメールアドレス宛に、選考結果をお知らせします。

(7) 参加費の支払いについて

- ・ 参加費のお支払いについては、4 月下旬頃に神戸市から郵送する納入通知書（納付書）で、神戸市が指定する公金の納付が可能な金融機関の窓口での納付をお願いします。

※ 神戸市指定期日（5 月下旬頃）までに納付ください。

※ 事業開始後に参加を取り消される場合は、納入いただいた参加費は返金できません。

4. 参加企業の選考等

(1) 参加企業決定の流れ

① 神戸市・神戸商工会議所による選考

書類等による選考を行い、「神戸ブース参加候補企業」を決定し、2026 年 2 月 20 日（金）12 時までに、電子メールで選考結果を通知します。

② 出品者・出品商品情報の登録

「神戸ブース参加候補企業」に選ばれた企業は、以下の期限までに、「ジェトロ・ジャパンパビリオン」出品申し込みに必要な企業情報・商品情報を登録してください。

【2 月 24 日（火）締切】

- ・ ジェトロへの企業情報登録 ※登録されていない場合は、エントリー対象外になります。

【2 月 27 日（金）締切】

- ・ ジェトロ「Japan Street」※への企業・商品登録

※「Japan Street」はジェトロの基準を満たす海外の有力パイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。

- ・ ジャパンパビリオン申込フォーム登録

③ ジェトロによる「ジャパンパビリオン」選考

ジャパンパビリオン申込フォーム登録内容を元にジェトロによる選考が行われます。

（審査項目は、ジェトロ「ジャパンパビリオン」出品案内書をご参照ください。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Events/afb/FT2026/brochure.pdf）

④ 参加企業決定

2026 年 3 月下旬（予定）に、ジェトロより「ジャパンパビリオン」出品者選考結果が本市に通知されます。その後、速やかに本市より参加候補企業に選考結果を通知します。

(2) 失格及び参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は失格とし、既に参加の決定を通知した場合も、決定を取り消すものとします。

① 申込内容に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合

② 申込要件を満たしていないことが判明した場合

(3) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、主催者及び本事業の委託事業者は、当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合
- ② 本事業の実施の変更又は中止を行う場合

5. その他

- ・ 神戸ブースの出展にあたっては、ジェトロ「ジャパンパビリオン」出品案内書に規定される内容に合致する必要がありますので、本事業への申込前に必ず「ジャパンパビリオン」出品案内書の内容をご確認のうえお申込みください。

(ジェトロ「ジャパンパビリオン」出品案内書：

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Events/afb/FT2026/brochure.pdf)

- ・ 本事業の申込事業者は、同時期に台北市内で実施する「2026 年度 海外現地商談会（台湾）」に申込・参加いただくことが可能です。

(参考：海外現地商談会（台湾）概要)

日 程：2026 年 6 月 23 日（火曜）～6 月 25 日（木曜）※附帯事業・予備日を含む

参加対象：神戸市内に本社もしくは事業所を有する企業等

対象商材：一般消費財（食品・日用品等）

※ 参加企業の募集開始は 2 月 19 日（木曜）を予定しています。

※ 両事業に参加する場合は、各事業において商取引を目的とした海外企業との商談に対応できるよう、複数名で参加いただく必要があります。

※ 両事業で事前マッチング先の商談企業が重複する場合があります。

6. 留意事項

- ・ 本事業の実施は、神戸市令和 7 年度 2 月補正予算の成立を前提としており、募集開始後に内容が変更または中止となる可能性があります。
- ・ **参加に際してジェトロによる選考が行われます。参加候補企業に選定された場合においても、参加できない場合がありますので、ご了承ください。**
- ・ 本事業への参加に伴う、個別の商談等に関する経営判断及びその結果は参加企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、主催者及び委託事業者はその責任を負いません。
- ・ 本事業終了後も、委託事業者の支援業務を希望する場合は、委託事業者と別途協議の上、個別に依頼し、その内容について神戸市に報告いただきます。また、本事業に含まれない業務の内容及び結果について、主催者は一切責任を負いません。
- ・ 本事業の期間中及び終了後も、本事業により得られた商談や成約等の成果について、その状況を報告いただきます。

7. 主催者

主催：神戸市、神戸商工会議所

共催：ひょうご・神戸国際ビジネススクエア

8. 問合せ先

神戸市経済観光局国際課（神戸市海外ビジネスセンター）

E-mail: asia-biz@city.kobe.lg.jp TEL: 078-231-0222